

○駒澤大学障がい学生支援規程

平成28年4月1日

制定

改正 平成28年7月1日

令和4年3月25日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法その他の法令の定めに基づき、駒澤大学に所属する又は入学を希望する障がいのある学生に対し合理的配慮を行い、教育及び学生生活において充分な支援が受けられるようとするため、障がいのある学生の支援に係る基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、障がいのある学生とは、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、内部障がい、発達障がい、精神障がい等の障がいがあり、障害者手帳又はこれに準ずる障がいがあることを示す診断書を有する者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められた者（以下「障がい学生」という。）をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、障がい学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障がい学生の支援方策を推進する責務を有する。

(各学部長等、各研究科委員長及び法曹養成研究科長の責務)

第4条 各学部長等、各研究科委員長及び法曹養成研究科長は、学長の命を受け、当該学部及び研究科の障がい学生が修学における不利益を受けないよう、具体的支援方策等を構ずる責務を有する。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、障がい学生が修学等における不利益を受けないよう配慮するとともに、障がい学生の修学等支援方策の実施に対し積極的に協力するよう努めなければならない。

第2章 障がい学生支援委員会

(障がい学生支援委員会)

第6条 障がい学生の支援に関する事項を審議するため、障がい学生支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 障がい学生に関する情報の収集と支援に関する体制整備
- (2) 障がい学生に対する修学支援
- (3) 障がい学生の学生生活支援
- (4) 障がい学生の就職支援
- (5) 障がい学生の支援に必要な予算に関する事項
- (6) その他必要と認める事項

(委員会の構成)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 各副学長、総務局長及び財務局長
- (2) 各学部長等及び法曹養成研究科長
- (3) 学生支援センター所長、教務部長、図書館長、入学センター所長、国際センター所長、総合情報センター所長及び保健管理センター所長
- (4) 総務部長、財務部長、管財部長及びキャリアセンター部長
- (5) 障がい学生支援コーディネーター若干人

2 委員会は、支援を希望する学生の所属する学科の学科主任及び専攻の専攻主任の出席を求め、その意見を聞くことが出来る。

3 委員会には必要に応じて、関係教職員の出席を求めることが出来る。

(委員長及び副委員長)

第9条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は学生支援を担当する副学長とし、副委員長は教育・研究を担当する副学長とする。

(委員会の運営)

第10条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は委員の過半数が出席しなければ開催できない。ただし、委員長に委任状を提出することにより出席にかえることができる。

(研究会及び研修会)

第11条 委員会は、障がいに関する医学的、心理学的、社会学的、教育学的知識を総合的に取り入れるための研究会及び研修会の機会を設けることができる。

(ワーキンググループの設置)

第12条 委員会は、必要に応じてワーキンググループを設けることができる。

2 ワーキンググループの構成員の選任は委員会が行う。

第3章 支援実施体制

(支援実施体制)

第13条 障がい学生の支援に関する業務の総括は学生部学生支援相談課が担当する。

2 障がい学生の支援に関する環境調整などの助言や提言を行うため、障がい学生支援コーディネーターを学生支援相談課に配置する。

3 障がい学生のための修学等支援方策に係る実施計画は学生支援相談課において立案し、委員会において審議し学長が決定する。

4 学生支援相談課においては、前項の実施計画にしたがって障がい学生のための修学等支援事業の実施を推進する。

5 障がい学生が志望又は所属する学部、学科又は専攻は、計画に従い、修学上の支援について主体となり実施する。

6 前3項の支援を円滑かつ適切に行うため、学生支援相談課は、関係部局間の調整を行うものとする。

(事務所管)

第14条 この規程に関する業務の事務所管は、学生支援センターとする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、委員会及び全学教授会の議を経て学長がその意見を聴き、これを決定する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。